

## 第1回 佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会 議事録

平成15年12月22日(月)

佐久市役所 8階 大会議室

開始時刻 午前10:00

終了時刻 午前10:45

### 第1回合併協議会次第

1. 開会
2. 報告
  - (1) 事前協議結果について
3. 会長あいさつ
4. 協議会委員委嘱
5. 議題
  - (1) 協議事項 監事選任(案)について  
会議運営規程(案)について  
傍聴規程(案)について  
平成15年度事業計画(案)について  
平成15年度予算(案)について
  - (2) 報告事項 各種要領について  
今後の予定について
6. その他
7. 閉会

### 1. 開 会

○佐久市神津総務部長

これより、第1回佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会を開会いたします。

なお、本日の第1回合併協議会につきましては、まだ、傍聴規程のご承認をいただいておりませんが、任意合併協議会同様、会議などは原則公開としていくという観点から、4市町村長の事前協議によりまして、傍聴及びマスコミの写真撮影について許可をしております。

それでは、次第2の報告、事前協議結果につきまして、事務局よりご報告をいたします。

### 2. 報 告

(1) 事前協議結果について

#### ○佐久市浅沼企画調整課長

佐久市役所企画調整課長の浅沼でございます。事前協議結果につきましてご報告いたします。これにつきましては合併協議会規約によりまして、4市町村長さん方により事前に協議がなされております。

資料の1をご覧ください。事前協議につきましては3点ございます。「協議会委員名簿」「協議会会長及び副会長について」「協議会運営経費の市町村負担割合」でございます。1枚おめくりいただきまして、一覧をご覧ください。佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会の委員のみなさまでございます。協議会規約第8条第1項の規定によりまして、4市町村の長、助役、議長、並びに4市町村の長が定めた識見者各2名となっております、お手元の委員名簿のとおりと決定しておりますのでご報告いたします。宜しく申し上げます。

続きまして、2ページをご覧ください。協議会の会長及び副会長につきましては、協議会規約第6条第1項並びに第7条第1項の規定によりまして4市町村長の協議により選任することとなっております、協議の結果、お手元の資料のとおり選任されております。会長は、佐久市長の三浦大助様。副会長は、臼田町長の加藤哲夫様。浅科村長の佐藤治郎様。望月町長の竹花健太郎様。でございます。

続きまして、協議会運営経費の市町村負担割合についてご報告いたします。協議会規約第14条第1項の規定によりまして4市町村の負担割合は4市町村長の協議によることとされておりました、協議の結果、負担金は均等割50%、人口割50%と決定しております。なお、人口割の人口基準は平成12年国勢調査人口となっております。

以上、事前協議結果をご報告いたしました。

佐久市神津総務部長

続きまして、会長の三浦佐久市長よりご挨拶をお願いいたします。

### 3. 会長あいさつ

三浦会長

4市町村による合併協議会の設置協議書調印式が、無事に執り行われましたことに対しまして、まずもってお礼申し上げます。

これより、第1回目の協議会となるわけですが、皆様には、協議会委員のご就任をご快諾いただきまして、感謝申し上げます。

本日の会議は、協議会の規程や事業計画、予算など、今後、協議会を運営する上での基本的な事項につきまして、ご協議をいただきます。本日は、よろしく願いいたします。

### 4. 協議委員委嘱

佐久市神津総務部長

ありがとうございました。

続きまして、次第4 協議会委員の皆様の委嘱を執り行います。こちらで、お名前をお呼びいたしま

すので、自席でご起立をお願いいたします。協議会長、前へお願いいたします。

佐久市助役 森角 芳蔵様 佐久市議会議長 関口 不二人様 岩崎 一夫様 角田 邦男様  
臼田町助役 清水 勇雄様 臼田町議会議長 川村 喜重郎様 岩下 隆造様 田嶋 正人様  
浅科村助役 重田 喜行様 浅科村議会議長 佐藤 城勝様 金箱 信吉様 小松 勇夫様  
望月町助役 上野 力様 望月町議長 安井 務様 比田井 久壽郎様 吉田 徳寧様

以上で、協議会委員の皆様の委嘱を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、次第5.議題に入りますが、協議会規約第10条第2項の規定によりまして、三浦会長に会議の進行をお願いします。

## 5. 議 題

### (1) 協議事項

#### 監事選任(案)について

三浦会長

4市町村の円滑な合併を推進する目的を踏まえまして、会議を効率的かつ円滑に進めていきたいと思っておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、次第に沿いまして進めてまいります。次第5の(1)協議事項の「監事の選任」についてお諮りいたします。事務局より説明をお願いします。

佐久市浅沼企画調整課長

それでは、ご説明申し上げます。資料2の1ページをご覧ください。監事の選任につきましては協議会規約第7条第3項の規定によりまして、会長が協議会に諮りこれを選任することとなっております。過日の会長・副会長の協議によりまして、お手元の資料のとおり、佐久市識見者委員の角田邦男様、臼田町識見者委員の田嶋正人様のお二人についてお諮りいたします。よろしくご協議をお願い致します。

三浦会長

ただいま事務局より説明をいたしました。ご意見等ございますでしょうか。

「監事の選任」につきましては、原案のとおりとすることでよろしいでしょうか。ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

角田委員さん、田嶋委員さん、よろしくをお願いいたします。

次に、協議事項「会議運営規程(案)」、「傍聴規程(案)」につきまして、一括でお諮りします。事務局より説明をお願いします。

#### 会議運営規程(案) 傍聴規程(案)について

臼田町井出企画調整課長

臼田町企画調整課長の井出でございます。宜しくお願い致します。

それではご説明申し上げます。資料2の2ページをご覧ください。佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会会議運営規程でございます。第1条として、趣旨を謳っております。この規程は、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会規約第10条第3項の規定により、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとするものでございます。第2条は会議の公開でございます。会議は、原則として公開するものとするものでございます。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができるというものでございます。第2項といたしまして、前項但し書きの規程により、会議を非公開にするには、予め会長が会議に諮り、出席委員の半数以上の同意を得て決するものとする。続いて、第3条でございますが、議事の進行を定めております。会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、会長の判断により、表決を採り会長及びに副会長を含めた出席委員の2/3以上の賛成をもって議事を進めるものとする。でございますが、ここで、2/3以上としたところにつきましては、普通でしたら、過半数以上のという表現が一般的であるわけですが、第3条の前文におきまして、議事は、全会一致を持って進めるということにしてありますので、若干ハードルを高めにしたものでございます。第4条でございますが、第4条は会議録の調整でございます。第5条は、傍聴について謳っております。会議は傍聴することができる。会議の傍聴については、会長が会議に諮り、別に定めるとしたものでございます。第6条でございますが、規律について謳っております。第6条何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の進行を妨げる言動をしてはならない。第2項といたしまして、会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。第7条は、その他でございます。

附則といたしまして、この規程は、平成15年12月22日から施行するものとしてございます。

続いて、3ページをご覧くださいと思います。3ページにつきましては、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会傍聴規程（案）でございます。その規程につきましても、一般的に用いられております内容でございます。まず、第1条の趣旨ですが、この規程は佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会（以下「会議」という）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。第2条は、傍聴人の定員について謳っております。会議の一般傍聴人の定員は20名とするということでございます。第3条につきましては、傍聴の手続きをここで定めております。第4条につきましては、傍聴証の返還につきまして謳っております。第5条につきましては、傍聴席に入ることのできない者について規定をしております。第5条、次の各項のいずれかに該当するものは、傍聴席に入ることできないということでございます。第一号の酒気を帯びているものから始まりまして、第8号のその他会長において必要と認めたもの、これらに該当する者は傍聴席に入ることできないということでございます。第6条でございますが、これにつきましては、傍聴人の厳守事項について定めたものでございます。第6条傍聴人は傍聴席についてあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。ということで、第1号にございます会議中みだりに席を離れないことから第7号までの、全8項のほか、会議の妨害となる挙動をしないことということで、1号から7号にかかるものについては、こうあってはならないということでございます。第7条につきましては、傍聴人の退場について定めたものでございます。第8条が、補則となっております。附則といたしまして、平成15年12月22日から施行する。というものでございます。以上でございます。

三浦会長

ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見等ございますでしょうか。

なければ、「合併協議会会議運営規程（案）」、「合併協議会傍聴規程（案）」につきましては、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

続きまして、協議事項、「平成15年度事業計画（案）」、「予算（案）」につきまして一括でお諮りします。事務局より説明をお願いします。

#### 平成15年度事業計画（案） 平成15年度予算（案）について

浅科村町田企画室長

浅科村の町田と申します。

それでは、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会事業計画案及び、予算案についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。合併協議会が、平成17年3月末日までに、合併を目指して行なう、平成15年度の事業でございますけれども、そこに記載のとおり、合併に関する協議、新市建設経計画の作成、電算・例規の一元化作業及び広報誌発行などの啓発事業を行なうという内容でございます。

続きまして、予算案についてご説明をいたします。7ページをお開きください。平成15年度、合併協議会の予算につきましては、只今、要求額について、ご説明申し上げたように、事業推進に必要な経費を計上させていただくものであります。歳入歳出金額をそれぞれ4,501,000円とするものでございます。

概要につきまして、ご説明いたします。歳入につきましては、冒頭で説明したとおり、関係市町村の負担金をもって充てるというものでございます。負担割合等についても、説明したとおりでございます。

今年度の、負担金額につきましては、説明欄に記載のとおり、佐久市2,067,000円。臼田町921,000円。浅科村709,000円。望月町803,000円とするものでございます。続きまして、支出についてご説明いたします。1款運営費、2款事業費、3款予備費という構成でございます。1款運営費ということですが、2,130,000円の計上でございます。内訳につきましては、1項、報酬230,000円これは本日開催されております協議会の委員さんに支払います報酬及び費用弁償等でございます。2項会議費468,000円これは会議資料作成やテレビモニター設置費用でございます。3項事務費1,432,000円これは臨時職員の賃金、調査研究のための旅費通信費等に充てるものでございます。2款事業費2,200,000万円でございます。この内容ですけれども、協議会だより、新市建設計画等の印刷代に充てるものでございます。3款予備費171,000円とするものでございます。以上のとおり、事業計画案と、予算案を説明させていただきました。よろしくご協議をお願いいたします。

三浦会長

ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見等ございますでしょうか。

なければ、平成15年度「事業計画（案）」、「予算（案）」につきましては、原案のとおりとすること

でよろしいでしょうか。ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

続きまして、次第5の(2)報告事項に入ります。の「各種要領」につきまして、事務局より一括で説明をお願いします。

## (2) 報告事項

### 各種要領について

#### 望月町比田井合併対策室長

望月町合併対策室の比田井でございます。よろしくお願いいたします。資料3の内容を説明させていただきます。佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会幹事要領ということですが、主な点につきまして説明させていただきます。趣旨は協議会規約第12条第3項の規程に基づきまして、幹事会に関し、必要なものが定められているものでございます。所掌事項としましては、合併協議会長の指示を受けまして、次に掲げる事項を所掌するというところで、ここに(1)(2)(3)とあります。幹事は、第3条で別表に定める職にあるものをもって充てるということでございまして、次の2ページにあります、4市町村の総務部課長ならびに合併の担当課長により、8名で構成されるものであります。以下は省略させていただきます。

次に3ページ、専門部会の要領をご覧いただきたいと思えます。これは、合併協議会規約第12条第3項の規程に基づきまして、専門部会に関しまして定めてあるものでございます。第2条に、専門部会の名称は、次のとおりとするということで、全部で8部会が設置されています。2の専門部会長は、協議会の幹事長の指示を受け、別表に掲げる事項についての協議及び調整をするものとする。とありまして、4ページをご覧いただきたいと思えます。そこに、各部会の調整項目について別表2にありますが、こういった内容についての調整が行なわれるということです。

次に5ページお願いします。合併協議会事務局要領を説明させていただきます。この要領は、合併協議会規約第13条第3項の規程により、事務局に関して、必要な事項を定めたものでございます。第3条でございしますが組織及び分掌事務ということで、事務局には、前条各号に掲げる事務を処理するため、総務係、計画係、調整第一係及び調整第二係を置く。ということでございます。それぞれ係りの分担は、別表第1のとおりということで、7ページをご覧いただきたいと思えます。そちらに、別表第1ということで、それぞれの分担をお示ししてありますので、こういったかたちの中で、仕事をさせていただきます。

次に8ページ合併協議会の予算事務要領に目を通していただきたいと思えます。合併協議会の予算に関しまして、必要な事項を定めたものでございます。歳入歳出につきましては、4市町村の負担金、繰越金、その他の収入を歳入として、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とするというものでございます。

次に9ページ合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する要領について、をご覧いただきたいと思えます。委員の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるということで、報酬の額でございしますが、協議会委員等の報酬は、日額6,500円とする。ただし、その勤務時間が4時間以内の場合は日額の半額を支給するものとするということで、第3条に協議会委員等が協議会の職務を行なうために出張し

た時は、佐久市特別職の職員等の給与ならびに旅費及び費用弁償に関する条例に定める旅費を費用弁償として支給する。ということが定められております。

次のページをご覧ください。10ページでございます。市町村合併に伴う電算システム統合に関する設計開発業務及び例規立案・策定に関する支援業務委託業者選定委員会設置要領でございます。第1条ということで、4市町村が行なう電算システム統合に関する設置開発等の業務及び例規立案策定に関する支援等の業務について、その委託の契約の相手となる業者を選定するため、市町村合併に伴う電算システムの統合に関する設計開発業務及び例規立案策定に関する支援業務委託業者選定委員会を設置する。内容につきましては、第2条から第3条ということで省略させていただきます。つぎに11ページをご覧ください。そちらに、只今の業者選定委員会のメンバーとなっていていただく、4市町村の各助役さん、総務部課長さん、合併担当の課長さんということで組織されるものでございます。以上、主な点についてご説明いたしました。ご協議の程お願いいたします。

三浦会長

ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見等ございますでしょうか。

ご意見なければ、次に の「今後の予定」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

#### 今後の予定について

望月町比田井合併対策室長

それでは、12ページでございます。そちらに、市町村合併協議のスケジュールということで、図案をお示ししてありますが、本日でございますが、12月のところで、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会の設置ということで設置をされました。これから、県知事への届け出、市町村合併重点支援地域の変更申請等が行なわれまして、年が明けますと、事務事業のすり合わせ、新市建設計画という作業が始まりまして、8月下旬には、合併協議の調印ということを目指しております。9月には、4市町村議会の議決をいただきまして、その後、県知事への申請、県から国への協議、県議会の議決、県から国への届け出をいただきまして、平成17年3月末までに新しい市の発足をするというようなスケジュールになっております。

三浦会長

ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見等ございますでしょうか。

なければ次に、次第6 その他ですが、事務局より何かありますか。

## 6. その他

浅科村町田企画室長

それでは、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会設置、及び長野県知事への届け出、市町村合併重点支援地域の変更につきまして報告をさせていただきたいと思っております。まず始めに、合併協議会設

置の届け出でございますけれども、本日の協議会が終了後、4市町村が、本日付で手続きを行なって参るわけでございます。続きまして、合併協議会設置の知事への届け出ですけれども、協議会が終了後、本日付で関係書類を添えて、4市町村長で地方事務所のほうへ提出を行うということです。よろしくお願ひします。

続きまして、市町村合併重点支援地域の変更について、現在、佐久市、臼田町、浅科村で、望月町が新たに参加したことにより、重点支援地域の指定の変更を行わなければならない。それを、本日付で、佐久地方事務所のほうへ提出をいたします。以上この3点について、報告をさせていただきました。

三浦会長

ただ今、事務局より説明がありましたが、この後、4市町村長で佐久地方事務所へ合併協議会設置の届けを提出してまいります。

委員の皆様より、何かございますでしょうか。なければ、以上で、本日の議事は全て終了いたしました。どうもありがとうございました。

## 7. 閉 会

神津総務部長

三浦会長、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第1回 佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

引き続き、本日、合併協議会が設置されましたので、事務局職員の辞令交付を行います。お忙しい中、申し訳ございませんが、委員の皆様はお立会いをお願いいたします。

(辞令交付省略)